

⑩ 週間運動のお知らせ

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です

問 危機管理課(内線134)

犯罪の被害に遭われた方やその家族の方が被害から立ち直り、再び平穏に過ごせるようになるためには、周囲の理解と支援が必要です。相談は無料ですのでお悩みの方は、次の窓口をご利用ください。

相談窓口	電話番号
(公社)いばらき 被害者支援センター	Tel 029-232-2736
(警察) 県民安心センター相談窓口	#9110
(警察) 性犯罪被害相談「勇気の電話」	#8103

12月4日から10日は人権週間です

問 水戸地方法務局人権擁護課 茨城県人権擁護委員連合会 Tel 029-227-9919

1948年(昭和23年)12月10日に国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日が「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

人権週間にあたり、「人権は自分と同じように他の人にもある」という理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権啓発キャッチコピー ～「誰か」のこと じゃない。～

- (1) 女性の人権を守ろう (2) こどもの人権を守ろう (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染者に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- (18) ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう

12月1日から15日は交通事故防止県民運動です

問 危機管理課(内線134)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されます。交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けましょう。

スローガン 自分から つけるライトで 消える事故

運動の重点 (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)
(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (3) 飲酒運転の根絶

家庭ごみは地域の集積所へ。持ち込み削減にご協力ください。5ページ